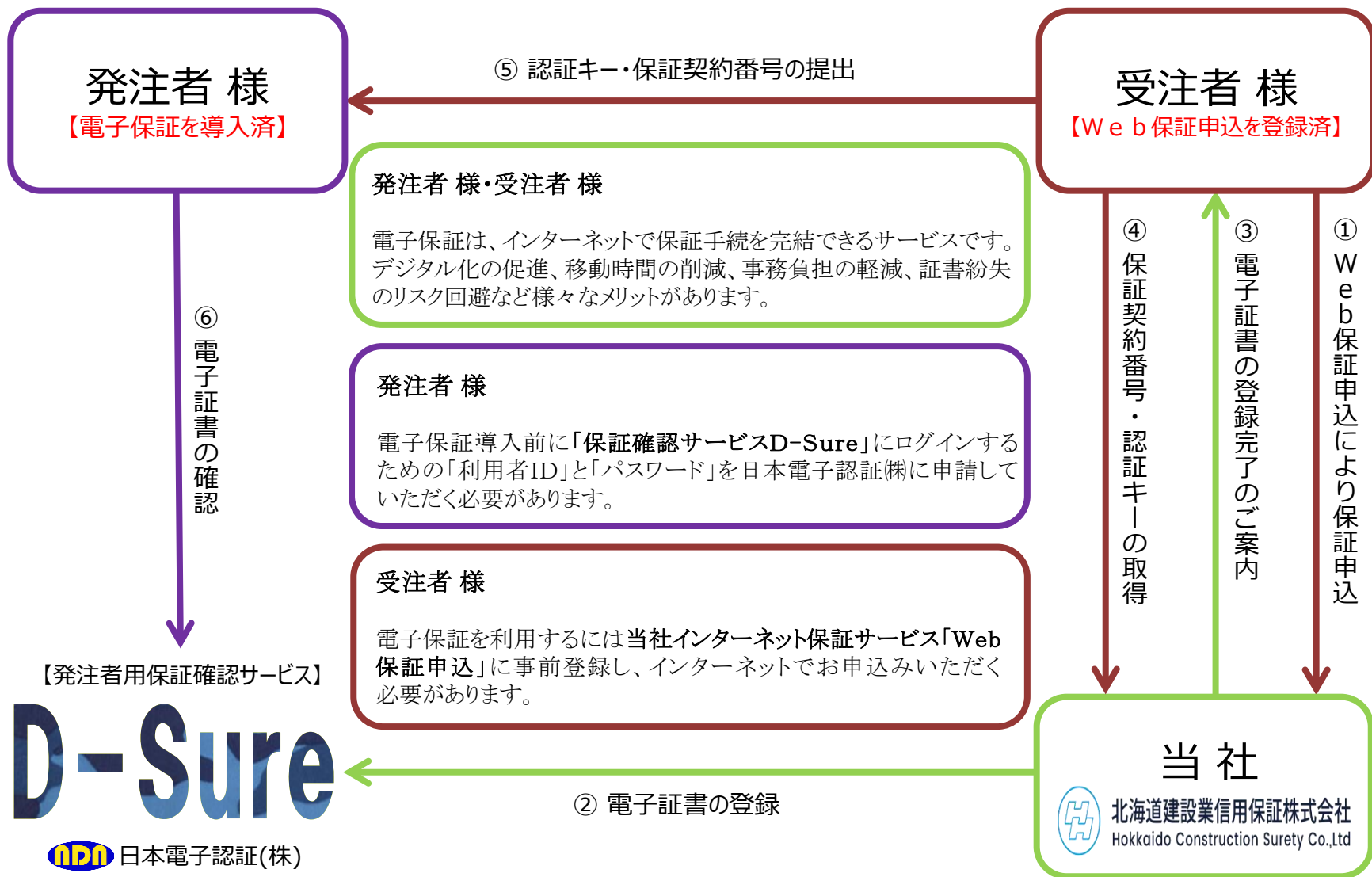


電子保証（前払金保証・契約保証）のスキーム図



※電子保証を導入している発注者は、日本電子認証株式会社のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.ninsho.co.jp/>

【発注者様】電子保証導入前に整備すること

1. 契約約款の改正

以下の規定について、改正する必要があります。

- (1) 契約の保証（標準約款第4条第2項）
- (2) 前金払及び中間前金払（標準約款第35条第2項）
- (3) 保証契約の変更（標準約款第36条第3項）
- (4) 情報通信の技術を利用する方法（標準約款第61条）

【参考】国土交通省ウェブサイト「建設工事標準請負契約約款について」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

2. 財務規則等関係規則の改正

以下の規則等の改正を検討する必要があります。

(1) 財務規則等

財務規則や会計規則等に保証証書を証拠書類として保管することを規定している場合には、書面による保証証書に代えて電子証書を許容する等の改正が必要となる場合があります。

(2) 契約規則、工事執行規則等

契約規則や建設工事執行規則等に「保証証書の提出・寄託」を規定している場合には、書面による保証証書に代えて電子証書を許容するとともに、電子証書を許容した場合に「寄託」とみなす等の改正が必要になる場合があります。

3. 受注者から認証キー等と前払金請求書を受領する方法の決定

受注者から「認証キー・保証契約番号」、「前払金請求書」を受領する方法を定める必要があります。

※国土交通省は電子契約システム、北海道は電子メールで受領する方法を採用しています。

【発注者様】電子保証の導入手順

1. 『発注者用保証確認サービスD-Sure』を運営する日本電子認証(株) (以下NDN) との調整が必要になります。

【お問い合わせ先】D-Sureヘルプデスク ☎ 0 3 - 5 1 4 8 - 9 8 3 3
✉ dsure_help@ninsho.co.jp

2. 外部インターネットに接続可能な環境の準備をお願いします。

※推奨環境は『D-Sureパンフレット』をご確認ください。 ⇒ [【参考】D-Sureパンフレット \(PDF\)](#)

3. NDNがD-Sureの接続テストを実施します。

4. NDNにD-Sureのログインの際に必要な『利用者 I D』と『パスワード』を申請してください。

5. 『利用者 I D』と『パスワード』が届き次第、D-Sureの利用が可能になります。

6. 電子保証の運用開始日が決まりましたら、ホームページ等により受注者への周知をお願いします。

7. 北海道建設業信用保証(株)から電子保証の運用開始日、認証キーの提出方法等の確認をさせていただきます。
ご協力をお願い申し上げます。

【受注者様】電子保証（前払金保証・契約保証）の利用手順

1. 発注者が電子保証を導入しているかご確認ください。
2. Web保証申込の申込作成書類選択画面の発行方法から「**電子発行**」を選択してお申込みください。
※Web保証申込をご利用いただくには、「**利用申込書**」により事前の登録が必要になります。
※**契約保証予約は電子保証の対象ではありません。**
3. 当社が「発注者用保証確認サービスD-Sure」に電子証書を登録します。
4. 電子証書をD-Sureに登録後、「電子証書の登録完了のご案内」を電子メールで送信します。
※**電子メールの送信先は、「Web保証申込」利用申込書に記載されたメールアドレスになります。**
5. 「Web保証申込」にログインし、保証状況検索画面の「発注者用（PDF）」ボタンから「発注者提出用データ」をダウンロードし、発注者が定める方法により提出してください。
【参考】[発注者提出用データ「電子証書にかかる認証キーのお知らせ」](#)（例）
※**前払金保証又は中間前払金保証の場合は、発注者が定める方法により「前払金請求書」を提出して下さい。**
6. 発注者がD-Sureにログインし、発注者提出用データ「電子証書にかかる認証キーのお知らせ」に記載された保証契約番号と認証キーで電子証書を確認します。

※ご不明な点等がございましたら、当社業務部又は支店にお問い合わせください。